

法律文はいかに書かれるか：等位構造の表現を中心にして

本多 久美子（早稲田大学）[†]

1 はじめに

法令や条例などの法律文には、われわれが日常的に使用する文法以外のさまざまな規則が存在すると言われる。こうした法律文特有の規則については、さまざまな解説書も書かれているが、その多くは、規則の解釈を目的とするものである。しかしながら、法律文の規則は、解釈のための規則である以前に、生成のための規則として見るべきものであろう。正確かつ明確な法律文を書くための規則を定めることが、結果的に、法律文の解釈を容易にすることになると考えられる。

本稿では、法律文に見られる等位構造表現に関わる規則について、法律文解釈と法律文生成の観点から考察を試みる。

2 等位構造の書き方・書かれ方

法律文には、選言的等位構造と連言的等位構造の2種類の等位構造表現が見られる。選言的等位構造の表現では「又は・若しくは」が使分けられ¹、連言的等位構造の表現では「及び・並びに」が使分けられる。まず、これらの結合詞の使い分けの規則について、法律文解釈と法律文生成の両面から考えてみよう。

2.1 選言的等位構造の書き方・書かれ方

選言的等位構造を構成する結合詞「又は・若しくは」の使い分けの規則は、一般に次のように説明される²。

- (a) 大きなまとまりは「又は」で結合する。
その中にさらに小さなまとまりがある場合は「若しくは」で結合する。

この規則は、図1のように、選言的等位構造が複数の段階に及ぶ場合の結合詞「又は・若しくは」の使い分けを説明したものである。図1は、任意の連鎖において、「又は」が連鎖と連鎖を2つの disjuncts とする disjunction を構成

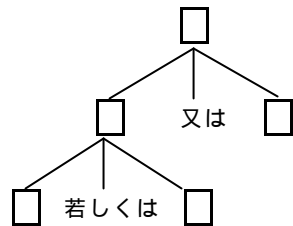


図1 選言的結合詞の用法 I

し、また、連鎖 においても、「若しくは」が連鎖 と連鎖 を2つの disjuncts とする disjunction を構成することを示したものである³。さらに、選言的等位構造が1回だけあらわれる場合には、(a) の規則が適用される。

- (a) 結合が1回のみ場合は「又は」で結合する。

ここに示した の規則のうち、 とに見られる「大きなまとまり・小さなまとまり」という相対概念は、結合が複数の段階にまたがる場合の上位結合と下位結合における disjuncts の概念関係を表現したものであり、は、このうち上位結合のみに適用される規則である。 と を上位結合に関する規則と見るなら、これらの規則は、次のように書き換えることができる。

- (b) Rule- 1次結合では「又は」を用いる。
Rule- 2次結合では「若しくは」を用いる。⁴

ここで、「1次結合」は最も上位の結合をあらわし、「2次結合」はその下位の結合をあらわす。法律文生成の観点から考えるなら、これは、上位の disjunction をまず構成し、ついでその下位の disjunction を構成するという手続きに相当する。では、法律文において、(b)の規則がどのように運用されているか見てみよう。

- (1) 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。(刑法35条)
- (2) 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。(刑法220条)
- (3) 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。(憲法31条)
- (4) 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。(刑法38条)

ここで、(1)(2)は、1次結合のみがあらわれた例である。(1)では[法令]と[正当な業務]を disjuncts とする1次結合のみが構成され、(2)では[逮捕し]と[監禁し]を disjuncts とする1次結合のみが構成されている。(3)

³ 本稿では、「又は・若しくは」を用いた選言的等位構造を disjunctive coordination、「及び・並びに」を用いた連言的等位構造を conjunctive coordination と記述しているが、これは論理的な disjunction と conjunction との対応を意図するものではない。

⁴ (b)における Rule- , および後述の(e)における Rule- は、2次結合だけでなく、2次結合以下の結合に反復的に適用される規則である。ただし、本稿では、3次結合以下の結合については特に言及しない。

[†] 早稲田大学非常勤講師 khonda@aoni.waseda.jp

¹ 選言的結合詞としては「又は・若しくは」の他に「あるいは」も時に使用される。このうち、その使い分けの規則が定められているのは前二者である。

² (a)および後述の(c)に示した用法説明は、法律用語の意味・用法を解説した文献等に広く見られる記述である。『法令用語の常識』等を参照されたい。

では、[その生命若しくは自由を奪われ]と[その他の刑罰を科せられ]を disjuncts とする1次結合が構成され、さらに、先行する disjunct の中に[生命]と[自由]を disjuncts とする2次結合が構成されている。また(4)は、[強制、拷問若しくは脅迫による自白]と[不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白]を disjuncts とする1次結合が構成され、その双方の disjunct の中に、[強制]と[拷問]と[脅迫]を3つの disjuncts とする2次結合、[抑留]と[拘禁]を2つの disjuncts とする2次結合が、それぞれ構成されたものである。

2.2 連言的等位構造の書き方・書かれ方

連言的等位構造を構成する結合詞「及び・並びに」の使い分けの規則は、一般に次のように説明される。

- (c) 大きなまとまりは「並びに」で結合する。
その中にさらに小さなまとまりがある場合は「及び」で結合する。

この規則は、連言的等位構造が複数の段階に及ぶ場合の結合詞「及び・並びに」の使い分けを説明したものである。これを図示したものが図2である。この連言的等位構造に関する(c)の規則と図2は、2.1の選言的等位構造に関する(a)の規則と図1に、ほぼ等しいものとなっている。しかしながら、この規則は、次のように書き換えることはできない。

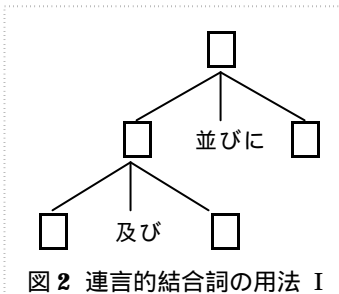


図2 連言的結合詞の用法 I

- (d) Rule- 1次結合では「並びに」を用いる。
Rule- 2次結合では「及び」を用いる。

この(d)が不適切となるのは、連言的等位構造が1回だけあらわれる場合の規則に適合しないためである。

- (c) 結合が1回のみ場合は「及び」を用いる。

このは、1次結合で使用される結合詞が「並びに」ではなく「及び」であることをあらわすものである。したがって、上掲の(d)は、次のように書き改めなければならない。

- (e) Rule- 1次結合では「及び」を用いる。
Rule- 2次結合では「並びに」を用いる。

1次結合を上位結合、2次結合を下位結合とした選言的等位構造の生成規則とは異なり、この連言的等位構造では、結合の順序が下位結合から上位結合へと進むことになる。では、(e)の規則が運用された法律文を見てみよう。

- (5) 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
(憲法19条)
- (6) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。(憲法25条)

- (7) すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。(憲法19条)

ここで、(5)(6)は1次結合のみがあらわれた例である。(5)では[思想]と[良心]を conjuncts とする1次結合のみが構成されている。(6)では[社会福祉]と[社会保障]と[公衆衛生]を3つの conjuncts とする1次結合に加えて、[向上]と[増進]を conjuncts とする1次結合がそれぞれ構成されている。(7)では、第1文に[意見]と[表現]を conjuncts とする1次結合が構成されている。第2文では、[情報]と[思想]を conjuncts とする1次結合、[求め]と[受け]と[伝える]を3つの conjuncts とする1次結合がそれぞれ構成され、これら2つの conjunction を包含する2次結合として、[干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由]と[あらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由]を conjuncts とする conjunction が構成されている。

2.3 等位構造の書き方

2.1 で見た選言的等位構造と、2.2 で見た連言的等位構造における結合詞の使い分けの規則を再掲しよう。

- (b) Disjunctive-Coordination-Rule
Rule- 1次結合では「又は」を用いる。
Rule- 2次結合では「若しくは」を用いる。
- (e) Conjunctive-Coordination-Rule
Rule- 1次結合では「及び」を用いる。
Rule- 2次結合では「並びに」を用いる。

この2つの規則は、結合詞の値のみが異なるものであり、次のように一般化することができる。

- (f) Coordination-Rule
Rule- 1次結合では Connective₁ を用いる。
Rule- 2次結合では Connective₂ を用いる。

選言的等位構造においては、Connective₁ の値として「又は」を、Connective₂ の値として「若しくは」をとり、連言的等位構造においては、Connective₁ の値として「及び」を、Connective₂ の値として「並びに」をとることになる。

2つの等位構造は、このように一般化される側面をもつと同時に、図1と図2に見られるように構造的な類似性も持っている。にもかかわらず、2つの等位構造は、その生成手続きにおいて相違をもつ。選言的等位構造と連言的等位構造の生成の手続きは、図3および図4のように表現することができる。選言的等位構造の場合は、上位から下位へと結合が進むのに対して、連言的等位構造の場合は、下位から上位へと結合が進んでいく。

図3と図4に示したような選言的等位構造と連言的等位構造における結合の順序規則は、そもそも人為的に定められたものであり、法律文の書き手である起草者にとっての書きやすさも考慮されたものと考えられる。一方

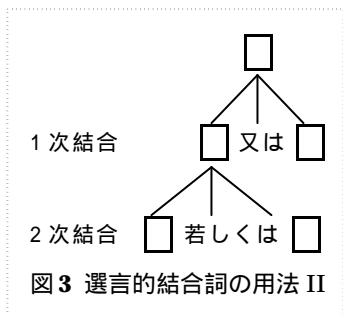


図3 選言的結合詞の用法 II

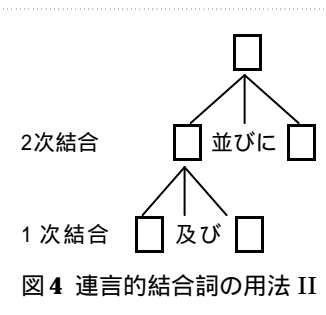


図4 連言的結合詞の用法 II

で、こうした結合順序の相違は、ものを切ることと繋げることとの相違にも類似した側面をもつように思われる。任意の対象を、類似と差異を基準にいくつかの要素に分割しようとする場合、われわれはより大きな要素の分割からより小さな要素の分割へと作業を進めていこう。一方、個々の要素から任意の対象を合成しようとする場合、われわれは個々の要素同士の合成によってより大きな要素集合を合成し、さらにその要素集合同士の合成するように作業を進めていこう。こうしたある種の課題解決過程に見られるような特徴が人間の認知機構と関わりがあるとすれば、選言的等位構造と連言的等位構造における結合の順序の相違もまた、認知と言語の関わりとして捉えるべき問題となるであろう。

3 要件効果構造における等位構造

法律文は、その多くが、ある法律的要件のもとにある法律的效果が生じることをあらわす [要件 効果] 構造にもとづいて記述された体系である⁵。こうした法律文においては、「又は・若しくは」をともなう選言的等位構造の表現は、「or」-reading 解釈を受けることなく、「and」-reading 解釈のみを受ける。ところで、法律文には、連言的等位構造の表現を構成する「及び・並びに」という結合詞がある。では、法律文において、「and」-reading を受ける「又は・若しくは」と「及び・並びに」は、どのように使い分けられているのだろうか。

3.1 Disjunction の“and”-reading

自然言語における選言的等位構造の表現には、「or」-reading 解釈を受けるものと“and”-reading 解釈を受けるものがある。

- (8) この本は、先月、新宿が渋谷で買った。
- (9) 本は、いつも新宿が渋谷で買っている。
- (10) ここにある本は、みんな新宿が渋谷で買った本だ。
- (11) その本は、新宿が渋谷へ行けば、買える。
- (12) その本は、新宿が渋谷へ行かなければ、買えない。

この(8)~(12)は、「か」をともなう選言的等位構造を含む表現である。このうち、(8)は、1冊の本について、その本を先月買ったことは確定しているものの、新宿で買ったのが渋谷で買ったのかは不確定だという状況で発

話されたとき、「or」-reading 解釈を受けることになる。これは、「この本を先月新宿で買った」と「この本を先月渋谷で買った」のいずれか一方のみが成り立ち、そのいずれが成り立つかが不確定であるという解釈である。一方、(9)と(10)は、新宿で本を買ったことと渋谷で本を買ったことがともに成り立つような状況で発話されたとき、「本を新宿で買った」と「本を渋谷で買った」はともに確定性をもって成り立つが、このとき、この発話は“and”-reading 解釈を受ける。(11)と(12)は、条件節中に選言的等位構造があらわれた例である。これも、「新宿へ行けば本が買える」と「渋谷へ行けば本が買える」がともに成り立つ場合の発話であるが、ここでも、選言的等位構造の表現は“and”-reading 解釈を受けることになる。

自然言語における選言的等位構造の表現は、個別的な事態に言及せず、何らかの量化解釈をともなう場合には、一般に“and”-reading 解釈を受ける。法律文もまた、個別的な事態の表現ではなく⁶、法令や条例が可能的なあらゆる事例に対応することを考えれば、そこには量化概念を見ることもできる。法律文にあらわれる「又は・若しくは」が“and”-reading 解釈を受けるのは、きわめて自然だと言える。

3.2 要件効果構造における選言の解釈

[要件 効果] 構造において、選言的等位構造は、要件部にあらわれるか効果部にあらわれるかによって、やや異なる解釈を受ける。

(13) 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。(刑法 35 条)

(14) 人を殺したものは、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。(刑法 199 条)

(13)は要件部に、(14)は効果部に、それぞれ選言的等位構造をもつ例である。(13)については、「法令による行為も、正当な業務による行為も」といった conjunctive な解釈を受けるように見えるが、(14)は、人を殺した者が、「死刑・無期懲役・三年以上の懲役」のいずれかの刑に処せられるといった disjunctive な解釈を受けるように見える。次の事例で考えてみよう。

(15) A 又は B を犯した者は、C 又は D の罪に処する。

ここで、要件部にあらわれる「又は」は「A を犯した者も B を犯した者も」といった conjunctive な解釈を導入するが、効果部にあらわれる「又は」は「C か D のいずれかの罪に処する」といった disjunctive な解釈を導入するように見える。これは、要件部と効果部における量化解釈のあり方が異なるためである。

図 5 は、(15)の解釈過程を図示したものである。要件部が「A を犯した者も B を犯した者も」という解釈を受ける場合は、 x_1 が A を行うという事態 $A(x_1)$ と、 x_2 が B

⁵ 「要件効果構造」という用語は、田中(1998)等に従う。なお、本稿では、要件効果構造の基底に、先行する条件のもとで後続の帰結が生じるといった [条件 帰結] 構造を想定している。

⁶ 法律文のなかでも、ごくわずかながら、個別的な事態の表現が見られる。条文の追加や改正についての記述である「昭二二法一二四本条追加」などがそれである。

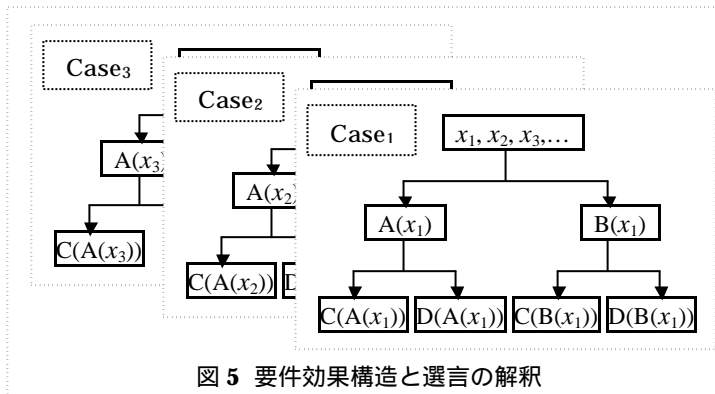


図5 要件効果構造と選言の解釈

を行うという事態 $B(x_2)$ を解釈していることになる。これは、 $Case_1$ と $Case_2$ という異なる Case を想定した解釈である。一方、効果部においては、 x_1 が A を行って C の法律効果を得るという $C(A(x_1))$ と、 x_1 が A を行って D の法律効果を得るという $D(A(x_1))$ 、さらに $C(B(x_1))$ と $D(B(x_1))$ という 4 つの可能性が想定されていることになる。これは、同一の Case に関わる解釈である。このように、要件部においては、異なる Case を conjunctive に解釈しようとする傾向が見られるのに対して、効果部においては、同一の Case 内のあり得べき可能性について disjunctive に解釈しようとする傾向が見られる。

3.3 要件効果構造における選言・連言の選択

選言的結合詞と連言的結合詞の使い分けもまた、[要件 効果] 構造と深く関わる問題である。法律文生成における、選言的等位構造と連言的等位構造の選択規則について考えてみよう。

- (16) 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
 (17) 法令及び正当な業務による行為は、罰しない。

この2文を見る限り、選択的結合詞「又は」を使用しても連言的結合詞「及び」を使用しても、その意味するところに大きな相違は見られない。こうした場合をふまえて、「又は」系と「及び」系の結合詞の使い分けについて、一般には次のような規則が設けられている。

- (g) and/or に解釈される場合は、「又は」系を用いる。⁷

この(g)は、(16)のような場合には「又は」を用いるべきであるという意図をもった規則である。ここで「and/or」とは、 $Case_1, Case_2, \dots$ への量化機能をもちながら、同一 Case 内においては disjunction として機能するような、(15)の要件部に見られる選択的結合詞を想定対象の1つとしたものと考えられる。(16)においても、要件部の選言的等位構造は異なる Case の量化を導入する一方で、同一の Case 内においては disjunction を構成する。したがって、ここでは、「又は」系の結合詞を使用すべきということになる。

ところで、(15)の要件部は [連体修飾節 + 名詞 + は] という構造をもつが、これは法律文に頻出する条件表現

形式の1つである。法律文では、この他にも、さまざまな形式の表現が条件節解釈を受ける。

- (18) 両議院の議員は、議院で行った演説、討論、又は表決について 院外で責任を問われない。
 (憲法 51 条)

(18)では、「(両議院の議員が) 議院で演説、討論、又は表決を行った場合」といった条件節解釈がとられる。ここでは「両議院の～表決について」が要件部に相当すると見るべきであろう。

一方、効果部については、選言的等位構造が Case の量化に特化せず、主に同一の Case 内の disjunction を導入することから、次のような例では「及び」系の結合詞のみが使用可能となる。

- (19) 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。(憲法 22 条)
 (20) 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。(憲法 7 条〔天皇の国事行為〕)

以上の点をまとめると、次のようになる。

- (h) 要件部の and/or については「又は」系を用いる。
 効果部の and/or については「又は」系を用いる。
 効果部の and については「及び」系を用いる。

ここに示した規則はきわめて暫定的なものであるが、選言的等位構造と量化の関連を考えるなら、によって、法律文における要件部の特定もまた可能になると考えられる。

4 おわりに

法律文は、generic statement であることを本分とする言語表現である。法律文について考察することは、自然言語における generic statement を異なる視点から見直すことにもつながるように思われる。本稿が関心する条件表現もまた、generic statement の1つであるが、法律文における要件部と一般的な条件表現との関連については、今後の研究課題としたい。

参考文献

- [1] Carlson, G.N. and Pelletier, F.J. (eds.), 1995, *The Generic Book*, The University of Chicago Press.
- [2] Harada, Y. & Honda, K., 1999, "How Quantification Emerges in Natural Languages," *Proceedings of ICCS'99*.
- [3] 原田康也・本多久美子, 2000, "Disjunction と量化: 日本語における量化表現の意味と解釈 その 4," 語学教育研究所紀要 55, 早稲田大学語学教育研究所.
- [4] 林修三, 1958, 法令用語の常識, 日本評論社.
- [5] 田中規久雄, 1998, "法律効果規定部の意味機能について," 情報処理学会研究報告 NL124-1, 情報処理学会.
- [6] 模範六法 2002 平成 14 年版, 三省堂.

⁷ 本稿の筆者が担当する早稲田大学法学部言語学系講義の受講生からの指摘による。